



タイにおける当局立入捜査(Dawn Raid)への対応の実務的ポイント

執筆者: 勝部 純、Vira Kammee、Vullope Techakasin、Pasayu Israsena Nah Ayudhaya、Jak Chokesikarin

1. はじめに

タイの多くの政府当局は、捜査・調査(以下、総称して「捜査」といいます。)の第一歩として、家宅搜索し、資料を押収する権限を有しています。政府当局による予告なしの立入捜査(いわゆる Dawn Raid)は、当該企業に関する当局への申立てや外部通報者から得た情報等に基づいて行われ得ます。当局による「Raid(急襲)」が「Dawn(夜明け)」に行われるわけではありませんが、しばしば営業時間開始時に行われます。Dawn Raid の目標は、捜査に関連する重要な証拠を隠匿・処分する時間がないように、対象企業の不意を突くことにあります。Dawn Raid への対応を誤れば、捜査当局との関係悪化を招いたり、更には捜査妨害等の責任を負う可能性があります。したがって、企業にとっては、関係当局の権限や適切な対応方法を事前に十分理解した上、危機的状況下で適切な措置を講じ、正当な利益を保護することができるようにしておくことが重要です。

2. 捜査当局の捜査権限

Dawn Raid は、警察に加えて、企業が所管法令の条項に違反していると疑われる場合、特別捜査局(Department of Special Investigation)、国家汚職防止委員会(National Anti-Corruption Commission)、反マネーロンダリング委員会(Anti-Money Laundering Board)、国家サイバーセキュリティ委員会(National Cyber Security Committee)、取引競争委員会(Trade Competition Commission)、証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)、タイ銀行(Bank of Thailand)、財務省(Ministry of Finance)、商務省(Ministry of Commerce)、公衆衛生省(Ministry of Public Health)等の多くの機関の職員によって行われます。これらの Dawn Raid は刑事手続上のものと行政手続上のものに分類されます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

刑事手続上の Dawn Raid は、主として刑事訴訟法(Criminal Procedure Code)を根拠としています。刑事訴訟法は、搜索令状や裁判所の命令なしに家宅搜索を行うことを禁止しており、例外的に、行政官や警察官は、禁制品や犯罪の証拠が隠匿され又は保管されていることの信頼できる証拠があり、かつ、搜索令状の取得が遅れれば当該禁制品又は証拠が除去又は破棄されると信ずるに足りる合理的な根拠がある場合は、搜索令状なしに家宅搜索を行うことができます(刑事訴訟法 92 条 4 項)。刑事訴訟法 92 条 4 項に基づく令状なしの家宅搜索を行う場合、当局職員は、押収された資料の一覧及び搜索を実行する理由を含めた搜索の記録を当該場所の占有者に提供しなければならないとされています。また、搜索令状にその氏名が記載される、搜索を指揮する職員については、等級が 3 級以上の行政官又は少尉以上の警察官でなければならないとされています(刑事訴訟法 97 条)。

管轄裁判所が有効な搜索令状を付与した場合、又は当局職員が令状なしに家宅搜索するために必要な権限を有する場合、刑事手続上の Dawn Raid を行う当局職員の権限は広汎です。当該場所の占有者が入室を拒否するか又は当局職員への協力を拒否した場合、当局職員は、当該場所に立ち入るために有形力を行使し、搜索することができ(刑事訴訟法 94 条)、証拠とみなされる資料を押収することができます(刑事訴訟法 98 条)。なお、このような捜査は日中に行われなければならないとされていますが、昼間に開始された捜査が日没時まで完了しない場合、又は夜間に当局職員が立ち入り、搜索することを認める法令上の定めがある場合(例えば、特別捜査局法(Department of Special Investigation Act)24 条、取引競争法(Trade Competition Act)63 条等)、この限りではないとされています(刑事訴訟法 96 条)。また、實際上可能であれば、当該場所の占有者の立会いの下で、又は当該占有者が立ち会えない場合は、当該搜索への立会いを職員が要請した少なくとも 2 名の立会いの下で、当該場所の搜索を実施するものとされています(刑事訴訟法 102 条)。

さらに、タイの複数の政府当局は、知的財産法¹、ビジネス法²、銀行・証券法³、競争法⁴、公衆衛生法⁵、税法⁶等の法令違反容疑を捜査するために、行政手続上の Dawn Raid を実施する権限を有しています。これらの法令違反を訴追するために、政府当局は、当該当局の長の許可又はその委員会の正式決定に基づいて、当該企業の事業所及び輸送手段の搜索を行うことができます。一般的に、関連法令上、事業所に立ち入り、搜索し、書類の提出を要求し、記録を検査し、資料を押収し、資産を凍結し、従業員にインタビューする権限が政府当局に付与されています。また、多くの関連法令は、企業に協力義務を課し、また、政府当局の職員に立入捜査を日中又は営業時間中に行う義務を課しています。なお、行政手続上の Dawn Raid においては、有形力を行使して当該場所に立ち入ることは認められていません。

3. タイにおける Dawn Raid への対応の実務的なポイント

予告なく当局職員が来訪する場合、当局職員に対して最初に対応する可能性が高いのは受付担当者や警備担当者です。当局職員の来訪の際、これらの担当者が、適切に、会社内の誰に連絡し、どのように対応すれば良いかを把握していることが重要です。当局職員が当該会社に対して抱く最初の印象は、その後の捜査の方向性に大きな影響を与える可能性もあります。受付から連絡を受けた場合、当局との窓口担当者(上級役員、社内弁護士又は外部弁護士等)が速やかに現場に向かう必要があります。特に刑事手続上の Dawn Raid の場合、当局職員は企業の窓口担当者の到着を待つ義務はありませんが、短時間又は合理的な

¹ 著作権法(Copyright Act)、商標法(Trademark Act)

² 公開会社法(Public Company Limited Act)、外国人事業法(Foreigners' Business Engagement Act)

³ 証券取引法(Securities and Exchanges Act)、金融機関事業法(Financial Institutions' Business Act)

⁴ 取引競争法(Trade Competition Act)

⁵ 食品法(Food Act)、医薬品法(Drug Act)

⁶ 税法(Tax Code)、税関法(Customs Act)、消費税法(Excise Act)

時間であれば当局職員が待つことに同意することもあり得るため、受付担当者や警備担当者は、円滑な立入捜査のために少なくとも1名の窓口担当者が到着するまで待つよう、当局職員に要望するのが望ましいといえます。受付担当者や警備担当者は、各当局職員に入館証を発行し、資料や電子機器の置かれていない会議室に当局職員を案内します。

当局職員が会議室で待機している間、会社の対応者は、当該当局職員の許可証、令状又は調査開始決定書及びその身分証明書のコピーを取ることを要望するのが望ましいといえます。これらの文書のコピーを取り、上級役員、社内弁護士又は外部弁護士等(最初に到着した者)に、電子メールで送付するか手渡す準備を整えておき、令状等及び身分証明書を確認できるようにしておく必要があります。当該令状等の有効性、捜索許可、当局職員の氏名及び地位、調査の範囲又は対象を確認するために、インターネットで調査を行うか、又は当該当局又は裁判所に電話確認することも考えられます。

当局職員が上記の要望を拒否し、直ちに事業所の捜索を開始することを求めた場合、従業員全員が冷静に対応し、当局職員に協力することが重要であり、また、会社側の要望が拒否されたことを明確に記録しておくことも重要です。

Dawn Raidの初期段階で、既に、会社は法令上の協力義務を負うこととなります。したがって、会社の役職員がこの義務に違反した場合や、捜査妨害を行った場合、刑法(Criminal Code)137条、138条、141条、142条、368条に基づき、以下のような罰金刑・懲役刑が科され得ます。

- 誤った又は誤解を招くような情報を提供し、他人又は公衆に損害を与えた場合(6か月以下の懲役又は10,000バーツ以下の罰金)
- 令状を伴う又は伴わない、当局職員の法令上の義務の履行を妨げた場合(1年以下の懲役又は20,000バーツ以下の罰金)
- 押収された又は捜査に関連するとみなされる文書又は資産の破棄、処分、隠匿又は偽造を行った場合(2年以下の懲役又は40,000バーツ以下の罰金)
- 当局職員が印した印章の破棄、除去、棄損又は改ざんを行った場合(2年以下の懲役又は40,000バーツ以下の罰金)
- 当局職員が発した合法的な命令に相当な理由なく従わない場合(10日以下の懲役又は5,000バーツ以下の罰金)

なお、上記のような刑事手続上のDawn Raidの妨害等に関する刑の種類及び重さは、基礎的なものにすぎず、裁判官は、事案に応じて、適用される法律又は量刑指針に照らして、より厳しい又はより緩やかな量刑を選択することができます。

Dawn Raidに適切に対応しなかった場合の結果の重大性を踏まえると、文書の破棄、電子情報の削除、資料の搬出のいずれも、更なる通知がなされるまで行わないよう、会社の然るべき責任者から役職員に対して明確な指示が与えられることが重要です。

捜索が開始される前に、会社の窓口担当者は、捜索を実施する責任者との間で捜索の進め方について合意を形成するよう努める必要があります。各当局職員には、常に会社の担当者が同伴することが推奨され、何か懸念があれば常に弁護士と相談すべきです。

捜索実施中、各同伴者は、コピー、封印又は押収されたすべての資料、捜索されたすべての区域、及び従業員に対してなされたすべての質問、及び従業員からなされた回答を記録しておく必要があります。なお、録音機器の使用は、当局職員が明示的に許可した場合を除き、控えるべきです。時間的制約の下で捜索を実施するため、当局職員は大量の文書を押収する可能性があります。原本を押収しようとする場合は、その原本に代えてコピーを取るよう、当局職員に要望するのが望ましいといえます。また、会社の書類が調査対象外の事項に関するか否かという問題も生じ得ます。当局職員は捜査に関係のない書類を差し押さえるべきではありませんが、当局職員は捜査との関連性について判断する広範な裁量権を有しています。捜索の同伴者又は弁護士は、当局職員が探している書類を特定し、示す必要があり、対象とされる書類がなぜ関連性がなく、秘密情報であり、又はその他の理由により保護されるべきであるのかについて、当局職員に対して明確にすべきです。Dawn Raid終了後に押収資料のリストが会社に提供される場合もありますが、会社としては別途自らの記録を作成しておく必要があります。

当局職員は、従業員に対して質問し、回答を求めることができます。従業員は、当局職員に対して協力する必要性を認識し、回答できない質問については回答可能な従業員又は弁護士に連絡すべきです。質問に回答する従業員は、事実に基づいて簡潔に回答し、明示的に求められていない点についてまで情報を提供すべきではありません。質問内容が曖昧で直ちに回答するのが難

しい場合は、回答する前に弁護士に相談したり、又は合理的な期間内に書面で回答することを提案するのが望ましいといえます。

Dawn Raid の終了後、会社は直ちに弁護士を含めたミーティングを開催する必要があります。Dawn Raid に関連して作成され又は受領した文書を詳細に検討することが、その後の訴追のリスク及び経済的・レピュテーション上の損害を評価するために必要となります。会社は、法令違反の根拠を特定し、関係当局に対処する戦略を立てる必要があります。また、社内外のコミュニケーション戦略や、内部調査を実施すべきかどうかについても検討する必要があります。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

j_katsube@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録、2013 年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014 年ニューヨーク州弁護士登録、2017 年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016 年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社を知るべき品質不正対応の 4 つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。



Vira Kamme

SCL Nishimura パートナー弁護士

vira@siamcitylaw.com

刑事、民事、行政手続、倒産、事業再編、コーポレート、金融、不動産・建設等を含む幅広い分野に関する訴訟・紛争を取り扱う。40 年以上の実務経験を有し、労働、行政、知的財産、民事、刑事事件においてリード・カウンセラーとなり、また、商事紛争において国内外の企業を代理する。また、法学教育にも注力している。



Vullope Techaksin

SCL Nishimura 弁護士

vullope@siamcitylaw.com

商事、税務、贈収賄、国際商取引等に関する民事・刑事の訴訟・紛争を取り扱うほか、国内外の法令のコンプライアンスについても助言している。



**Pasayu Israsena Nah
Ayudhaya**

SCL Nishimura 弁護士

pasayu@siamcitylaw.com

民事、商事、会社法、ジョイント・ベンチャー、労働、知的財産法等に関する訴訟・紛争、デット・リストラクチャリング、仲裁等を取り扱う。



Jak Chokesikarin

SCL Nishimura 弁護士

jak.c@siamcitylaw.com

訴訟・紛争、ADR、商事・契約上の問題、レギュレーション、倒産等を取り扱う。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネススタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020